

帰還困難区域（特定復興再生拠点区域外）における避難指示解除を伴う 土地活用の実施について

令和2年12月25日
原子力災害現地対策本部
原子力被災者生活支援チーム

1. はじめに

「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（令和2年12月25日原子力災害対策本部）において、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組み（以下、「土地活用解除の仕組み」という。）が提示されたところ、土地活用解除の仕組みに基づく避難指示解除を伴う土地活用の留意点等を以下のとおり補足するものとする。

なお、避難指示解除を伴わない帰還困難区域における活動については、「避難指示区域内における活動について」（令和元年9月5日原子力被災者生活支援チーム）を参照されたい。

2. 土地活用解除の仕組みに関する方針の協議における留意点

土地活用解除の仕組みについて、自治体に利用の意向がある場合に限り、この仕組みが適用される各自治体における土地活用の方針について、国及び自治体が個別に協議する。当該方針の協議に当たっては、以下の点に留意する。

- ①土地活用地点の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えないこと。土地活用の実施に当たっては、廃棄物等の発生抑制に努めること、生じた廃棄物等については事業実施者の責任において処理が可能であること。
- ②住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用であること。

3. 避難指示が解除されていない段階における留意事項

※本項目に記載の内容は、「帰還困難区域における事業の実施について」（令和元年9月5日原子力災害現地対策本部・原子力被災者生活支援チーム）の「2. 事業の実施における留意事項」に記載の内容と同趣旨である。

- (1) 市町村は、労働者を使用する事業者（以下単に「事業者」という。）又は労働者を使用しない自営業者若しくは個人事業者（以下「自営業者等」という。）が本制度に基づき事業を実施する際には、以下の事項を遵守し、事業者及び自営業者等（以下「事業者等」という。）に対して適切な指導等を行うこと。

- ① 事業の実施を認める場合は、従業員及び自営業者等（以下「従業員等」と

いう。)の安全管理を十分に行うことを前提とする。また、従業員等の被ばく低減に努める観点から、可能な限り線量低減に努めた上で事業を実施させる。

- ② 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）」、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（以下「除染電離則等」という。）を事業者に対して周知するとともに、除染電離則等を遵守するよう指導する。
- ③ 自営業者等に対して、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（以下「除染電離則ガイドライン」という。）に基づき、線量管理等の措置を実施する必要がある旨を周知する。
- ④ 事業者による従業員が受ける又は自営業者等による自らが受ける放射線量を最小限とするための措置を支援するとともに、事業者等に対して当該放射線量を適切に管理するよう指導する。

※除染電離則等の詳細については、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

- (2) 市町村は、事業者による従業員の受ける又は自営業者等による自らの受ける放射線量の管理が適切に行われているか否かを確認するために、必要に応じて、事業者等に必要な事項に関する報告を求め、また事業所への立入り、又は必要な調査を行うことができる。
- (3) 市町村は、事業者による従業員の受ける又は自営業者等による自らの受ける放射線量の管理に不適切な点があった場合には、管理体制を改善する又は事業を停止するよう指示することができる。
- (4) 事業者等は、以下の事項を遵守し、事業を実施すること。
 - ① 従業員等が受ける放射線量を最小限とするための適切な労働環境を維持する。
 - ② 従業員等の自動車による通勤。
 - ③ 事業所付近（屋外）の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを超える場合には、屋外での作業時間及び滞在時間を可能な限り短縮するとともに、土埃や砂埃が多い時には、窓を閉める。
 - ④ 事業に伴う廃棄物の処理。

- (5) 事業者は除染電離則等を遵守し、自営業者等は除染電離則ガイドラインに基づき線量管理等の措置を行い、事業を実施すること。

※ 除染電離則等の詳細については、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、国は、必要に応じて、市町村に対し、事業者による従業員の受ける又は自営業者等による自らの受ける放射線量の管理を改善するために、適切な措置を講ずるよう要請する。また、セミナーなどを通じて、事業者等及び従業員等に対し、放射線に関する知識、リスク情報・健康への影響等に関する情報等を提供する。

4. 避難指示が解除された後の留意事項

- (1) 土地活用者は、除染電離則等の関係法令を遵守するとともに、帰還困難区域の特別通過交通制度等の関係制度を利用する場合には、その留意事項を踏まえながら、土地活用を進めること。
- (2) 国・市町村・土地活用者は、連携して、「特定復興再生拠点区域外における土地活用に向けた住民の放射線防護対策について」（令和2年8月26日内閣府・復興庁・環境省・原子力規制庁）に基づき、土地活用される区域を往来する住民の放射線防護対策を講じる。